

第8日

平成23年12月13日（火）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、12日に引き続き一般質問を行います。

それでは、最初に稲富一實議員の質問を許可いたします。5番稲富一實議員。

（5番稲富一實君登壇）

○5番（稲富一實君） 皆さん、おはようございます。建設経済常任委員会に所属しております5番議員の稲富一實でございます。今回が、私の朝倉市定例議会における初めての一般質問でございますので、朝倉市発展のため、この市議会に身命を捧げ郷土発展のため尽くしたい。ぬくもりのある町づくりを、住民生活者の皆様方と手を携え合ってともに創造していきたいと決意を表明し、一言ごあいさつさせていただきます。

「秋の田のかりほの庵のとまをあらみ我がころも手は露にぬれつつ」天智天皇がお読みになられた小倉百人一首第1番であります。日本を代表する古典文学でありますし、日本国内の授業はもとより、世界古典文学でも広く取り上げられているため、日本人になじみ深く理解されている和歌であり、この雅と伝統文化発祥の地の朝倉をあらわすものであります。

森田市長におかれましては、長年、埋もれてきた世界に誇る朝倉の古典文学である小倉百人一首をルネッサンス文芸復興とばかりに朝倉市から日本、世界へと再発進をしていただき、発祥の地朝倉に生きる市民の一人として喜びと感激にたえません。また、その発信力とあわせ、潜在していた文芸ファンや市内の若人に対する周知の御努力に対し「本当に御尽力ありがとうございます」とお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、通告に基づきまして、一般質問を質問席よりさせていただきます。

（5番稲富一實君降壇）

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 農政施策について質問を申し上げます。

第1点目でございますが、朝倉市の農業政策の考え方について質問をいたします。

農業施策推進の御旗のもと策定されました朝倉市食料・農業・農村基本計画に基づく農業政策について質問をさせていただきます。

ここにあります朝倉市食料・農業・農村基本計画が総花的になっていないのか、また、この計画に具体性はあるのか等々、執行部におかれましては、この計画策定に向けてどの程度、庁内や関係団体との打ち合わせを実施されてきたのか、御説明をお願いいたします。

また、農業は基幹産業であるということを市長、いつも申し上げられておりますが、市

長が農業に対する取り組みの意を聞かせていただきたいと考えております。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 食料・農業・農村基本計画についてでございますが、食料・農業・農村基本計画は、朝倉市夢と緑をはぐくむ食料・農業・農村基本条例第8条に基づく計画でございまして、第1次朝倉市総合計画の施策の大綱3、「豊かな地域資源を生かした産業活動を展開するまちづくり」の基本方針1の「農業、農村の振興、活性化」を実現するための最も基本となる計画で、総合的かつ計画的に農業、農村を振興するための指針として、平成32年度を目標年度とする10カ年計画で策定をされてございまして、この策定の際には、市農林行政審議会や農業振興基本計画検討委員会またJA、関係各機関など、計18回の会議、協議を重ねてまいりましたところでございます。

総花的との御指摘でございますけれども、今後10年間の本市の農政の基本となる計画でございまして、現時点では農政関係事業等諸施策すべてを網羅し、策定をいたしたところでございます。

また、計画の具体性につきましてでございますが、計画の基本指針に6つの基本目標とそれぞれごとに、14の単位施策と42の個別施策を掲げてございまして、5年後の中間時や最終の数値目標、これらを達成するための施策指標等を設けてございまして、できる限り具体的に作成をしたところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） この食料・農業・農村基本計画の実施計画がとりくまれておると思いますが、その現状を説明願います。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 基本計画の実施につきます計画の策定ということだと思いますが、実は、基本計画策定時におきましては、実施計画は策定せずに行程管理と申しますか、事業を含めた管理表をつくりまして、毎年の進捗状況を確認し進めていくこととしてございました。が、従来、農政は市町村におきまして、自治体の基本構想というのをつくります。また、その構想に基づく基本計画というのを立てた後にマスタープランという実施計画をつくって農政を進めてまいっております。

ところが、平成16年、実際は平成17年から実施になったわけでございますけれども、法の改正、運用によりましてマスタープランをつくらなくてよいということになりましたものですから、マスタープランを策定せずに、そのまま基本構想と基本計画にのっとして進めてございましたところ、つい先日でございました。国のほうからマスタープランを復活させるという国の農政上のあり方によってだと思っておりますけれども、通知が来たところでございます。

第1回目の説明会がございましたけれども、詳細は未定でございまして、ただ、従来、市町村全体でつくってございましたマスタープランと違ひまして、「校区単位とか集落単位

に細かく入ったプランをつくりなさい」という指示が出ております。恐らく、年明けから国・県等の説明会が始まるものと思いますけれども、それらにあわせまして、マスタープラン等はこの基本計画の実施計画、当然整合性が必要となりますので、それらも含めたところで今後、策定をしていかなければならないかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） マスタープランにおきましては積極的に取り組んでいただきたいと考えておるところでございます。

次に、朝倉市の農業の現状と課題について市はどう把握され、また認識されているのか。農業集落世帯の推移や農業従事者の年齢層の推移、また専業農家はもとより、第1種、第2種兼業農家を含めた農業経営が将来を見越した生活の糧になり得るのか。新規就農希望者、予定者に対するアピール等が期待できるのかと、詳細にわたり説明をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 農業の現状についてということと詳細な内容をと。あわせて、今後の新規就農者等、そういう方に未来が見れるかというような御質問だったかと思えます。

現状につきましては、朝倉市はもとより、国・県を含めた農業を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化や農業従事者の高齢化、及び高齢化に伴う従事者の減少、後継者あるいは担い手不足、また、これらのほかにも毎年のように襲われて、記録的と言われております長雨や異常高低温、大雪などの異常気象、さらには、本年3月に発生をいたしました震災や原発事故に伴う風評や消費者心理による消費の低迷などで、農産物全般が非常に厳しい状況にあります。

中でも、長期にわたる農産物価格の低迷は離農や耕作放棄を進行拡大させておりまして、さきに述べました従事者の減少や後継者、担い手不足に拍車をかけておりまして、農村の疲弊感は極めて大きく、農業や集落の崩壊につながりかねないのではというふうに思っているところでございます。

また、このほかにも世論を二分しております環太平洋戦略的経済連携協定、通称TPPでございますけれども、これへの交渉参加の協議表明がなされたところでございまして、農業経営に大きく影響し、厳しい現状に一層の拍車をかけると予想されておりますことから、今後も注意深く見守り、即座の対応を行っていかねばならないと考えておるところでございます。

現状がわかるかどうかはちょっとわかりませんが、センサスとか年報、それから農林業振興にかかわる地域指定などのデータによりますと、昭和60年ごろの農家戸数とか従事者数をもとに平成22年の結果を見てみますと、総農家数は、昭和60年は6,551戸ござ

いましたが、平成22年におきましては3,570戸と、約半数54.7%ぐらいに減少をしているところでございます。同様に、販売農家につきましても、60年が5,843戸ございましたものが2,581戸、44.2%というふうになっております。

これら戸数から推測いたしますと、じゃあ、その減った分の農地が減ったのかといえますと、減ってはおりますけれども、要は利用集積がなされた部分もあるのではないかとこのように推測をしておるところでございます。

それから、農業従事者数でございますけれども、60年が1万8,023人、同じく平成22年が、実はデータの基礎が変わりまして、ちょっと把握ができなくなっております。ただし、販売農家につきましては、平成22年が1万4,357人おられましたものが7,415人と、これまた半減しておる状況でございます。

農業の総生産額でございますけれども、昭和60年は217億円からございましたものが、平成22年では150億円を切るぐらいの、約7割弱ぐらいの数字となっておりますようでございます。

また、面積等につきましては、実際の経営耕地面積関係が、昭和60年は6,500ヘクタールほどございましたものが、現在の農林業振興のデータによりますと5,750ヘクタール、恐らく、これが22年でございますので、もう少し減少しているのではないかなというふうに考えておるところでございます。

非常に厳しい状況が続きますので、新たな新規就農者や農業への魅力というものなかなか好転をしないかとは思いますが、市といたしましても、新規就農に対するいろんな支援を精いっぱい検討してやっていきたいというふうに考えますので、そこいらでよろしくをお願いをしたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 朝倉市の総面積は2万4,670ヘクタールであり、農用地がそのうちの23.3%、5,750ヘクタールでございます。昭和60年では、総生産額が217億円であり、平成22年度におきましては約150億円ということで、67億円の生産額が減であるということ、十分一般市民とともに再認識をしていかなければならないと考えておるところでございます。厳しい農業情勢であります、農業振興課、市を挙げて新規就農者に向けた取り組み等々にも積極的にかかわっていただきたい。そのように考えているところでございます。

続きまして、農業振興地域制度についてお尋ねいたします。

この農業振興地域の制度は優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種の施策を計画的に推進するため、朝倉市が定めた総合的な農業振興のための計画であろうと理解しております。朝倉市におかれましては、現在、指定されている農地を農用地として堅持していくために努力はされておりますが、現実的には生産性の上がない農地等も、計画当初からそのまま、農振地域として温存されているのが現状でございます。

朝倉市の近年における農林水産業の現状を見ますと、農業従事者の高齢化が進み、後継者や担い手不足、昨今クローズアップされておりますTPPに対する不安感等のマイナス要因が山積みし、耕作の維持が不可能になった荒廃園、いわゆる耕作放棄地が市内随所に見受けられるようになってまいりました。朝倉市は管内に3カ所のインターチェンジを有する県内でも自動車、利便性にすぐれた都市との交流も盛んな地域であります。つい先日、高速道路から北部山麓地帯を一望すれば、連なる山々とマッチングした先人たちの英知による農地開発事業、パイロット事業で開墾された果樹園の紅葉がまさに絶句の眺望でございました。この北部山麓地帯の果樹園の一部では、果樹園造成時代、耕作者がまだ40代、50代のひとでございましたが、高齢化を迎え、後継者や担い手の育成がかなわぬままの現在を迎えている現状でございます。農業従事者の高齢化、担い手不足、急傾斜農地、日照り不足等、圃場条件の悪い土地、耕作の継続が困難となった土地は虫食い状態で荒園化し、近隣の地、優良農園に悪影響を与えているのが現状でございます。

市町村合併後、5年が終わろうとしている中で、朝倉市における北部山麓地帯の果樹園一帯での再園を目指し優良農地の保全は図りつつも、農用地不適格地に関する農用地の農業振興地域除外等による再利用は検討いただけないものでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 生産性の上まらない農地の農振除外ということでございまして、おっしゃられますように、確かに朝倉市の北部から東部の一体の、特に中山間地域におきましては、昭和40年代後半から昭和50年代にかけまして旧朝倉町地域でおおむね300ヘクタール以上が、旧杷木町地域におきましても同様に400ヘクタールぐらいの、あわせて650から700あるぐらいの農地が開墾と申しますか、パイロット事業なり何なりで基盤整備、優良の地の確保、生産性の向上等を目的としてつくられているというふうに記憶をしております。これらが、優良の農地といたしまして農産物の生産の一翼を担ってきたことは間違いないところではないかというふうに思っております。でございます。

そういうふうで、御質問の除外の関係でございますけれども、整備から40年余りが過ぎまして、耕作者はもちろんのこと、社会状況も大きく変化し、近年、そういった地域で急増しております耕作放棄や荒廃に対して何らかの対策が必要ではということでは十分考えておるところでございますけれども、農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、農業の健全な発展を図るため土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通しなどを考慮いたしまして、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を保全し、及び形成すること、並びに当該農地について、農業に関する公共投資、その他農業振興に関する施策を計画的に推進する区域として、農業振興地域整備計画の中で定めておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） このような現状の中で、やはり中山間地域の農地につい

ては傾斜度、それから耕作者の方の高齢化、それから有害鳥獣の問題、こういう種々の条件と絡み合ひまして荒廃が進んでおる、また集約化が進まない、こういうような現状というのは十分承知をしておるところでございます。

このような状況でございますので、山林に転用したいと言われるような方々の要望が多いのも事実でございます。しかしながら、農業振興法の改正に伴いますこのような農用地域からの除外、それから農地転用の基準というものが強化をされております。そういうことから「厳しくなった」ということで、農地を山林等に転用するというのがなかなか厳しい現状でございます。

このような状況というのは重々承知をしておるところでございます。今後につきまして、農業振興地域の整備に関する法律を遵守しつつも、耕作が困難なこのような農地につきまして、関係機関と十分協議を行いながら、現実を見据えて強く要望をしていくとともに、このような土地の有効利用活用、再生活用に向けて十分、地域の皆様方と一緒に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 農用地面積5,750ヘクタールのうち水田3,813ヘクタール、畑679ヘクタール、樹園地1,221ヘクタール、草地37ヘクタールということで位置づけがなされておる朝倉市の農用地面積でございますが、この中で、さきの一般質問の中で荒廃園814筆の98ヘクタールが確認されておるところでございますが、この98ヘクタールの中で中山間地、樹園地の中で荒廃園の面積を把握されているのかどうか、農業委員会事務局長にお尋ね申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（前田祐二君） まず初めに、遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置につきまして簡単にお話をさせていただきますと、遊休農地対策につきましては、これまで農業経営基盤強化促進法に基づいて活用が必要な農地につきまして行われておったところでございますけれども、平成21年に農地法が改正になりまして、すべての農地について農地法の仕組みとされて、「すべての遊休農地について調査をなさい」というふうな形に変更がなされてきているところでございます。

平成20年度に市と農業委員会が一体となりまして調査をした時点におきましては、約121ヘクタールの遊休農地、耕作放棄地があったわけなんですけれども、平成22年度につきましては、そのうちの約23ヘクタールが自助努力等によりまして耕作放棄地の解消がなされてきているところでございます。

農業委員会といたしましては、121から23ヘクタールを差し引きました、先ほど議員申されましたように、約98ヘクタールが現在、耕作放棄地として残っておるところでございます。ただ、農業委員会といたしましては「農地について調査をなさい」ということで、樹園地については、特に、樹園地という地目がございまして、農業委員会が把握してお

りますのは田と畑ということで、それをトータルの遊休農地が98ヘクタールということで、農業委員会としては樹園地の面積としての把握は、現在しておりません。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 御案内のとおり、朝倉市は3つ目のダムが計画されており、福岡県内でも水郷都市としての地位が確立されています。農業振興地域内の荒廃園あるいは耕作放棄地として時の流れを過ぎしおり、再編によって作業の手がかからない他品目、樹木等の植林を図り、一部は広葉樹等の植栽によって水源涵養、広葉樹林帯としての再整備ができないものか。こういったケースでの農振、農用地区域からの除外については先ほど法に照らし合わせてという答弁がございましたが、いま一度切り込んでいただいて、こういったケースの農振、農用地区域からの除外について朝倉市の執行部としてどのような見解を再度持っておられるか、お伺いいたします。

また、生産性の上がらない土地であり、高齢化による耕作困難地でありますもので、水源涵養林として、再園のほうには水源涵養を守っていく里山の保全や都市との交流の原点、そういった見地から、朝倉市当局による助成についての検討を求めるものでございますが、部長、どのようにお考えか、お尋ね申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 先ほどの現状の中でお答えを申し上げましたように、農振法の改正によりまして農地転用の基準も強化されたこともございます。そういう面から、農地を守るための規制が厳しくなっていると。農地を安易に除外をするとか、山林に戻すといったような施策といえますか、そういう動向が非常に厳しくなっているのを1つには御理解いただきたい。

そうは申しますものの、現実的に耕作が非常に困難であるとか、そういう地理的に集積が困難である、そういうような農地につきましては、やはり、関係機関に対して十分訴えをしていかなきゃいかんと。地元の情勢、こういったものを御理解いただくと。そのような中で、あわせて有効な活用手段、こういったことについても、地域と一体となりまして、一方では検討していかなければならないのではないかというふうに、私ども思っておりますのでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 法の適用は遵守しなければなりませんけれども、今後、指を加えて農政施策を追求していくならば、荒廃園が年々ふえてくる現状であろうかと思っております。現在におきましては、定住人口が減っておる状況の中で、交流人口をふやしていく施策づくり、これは一体の広葉樹林帯をつくる、造成していくことも1つの交流人口をふやす施策ではないかと考えておるところでございますので、当局におかれましてはいま一度法と照らし合わせ、積極的に取り組んで打破していただきたい、このように考えている

ところでございます。

○議長（手嶋源五君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆる樹園地を振興地域という形で指定を受けております。ですから、今の法律の中でなかなか難しいという状況がございます。

ただ、考えてみますと、これはなぜあの地域が農振地域に指定されたのかということを考えてみますと、当時、40年代の以前はほとんどが山林でした。私も子どものころ覚えてますけれども、朝倉の北部の山にはアカマツが植わっておりまして、マツタケがありました。うちの親戚の山にマツタケ狩りに行った記憶がございます。

その後、当時の朝倉町の方針といいますか、果樹を植栽することによって農家所得を上げていこうという町の1つの方針の中で、パイロット事業で樹園地の造成がなされたという経緯があります。

ただもう1つ、農振地域が、法律が非常に厳しくなったと。なぜかと申しますと、やはり、国として自国の食糧は自国で確保する。そのためには優良な農地というものが必要なんだという、食糧安全保障というものが1つ入って、農振法というのが昔よりもより厳しくなったという状況があります。その点で考えてみますと、あの傾斜地に果樹以外の、例えば食糧というものを生産できるのかということ考えた場合は、必ずしも、それは難しいだろうというふうに思ってます。ですから、本来の法の趣旨と、それが現状を抜きにして、すべてが網の目にかかっているというのが現状だろうと思うんです。

ですから、そこらあたりを十分、私どもとしては思慮しながら、非常に厳しい、難しい問題でありますけれども、今後ともしっかりと取り組みをさせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 次に、農業用取水施設、井堰やため池について質問をいたします。

朝倉市の地形は筑後川沿いに広がる肥沃な平坦な、東北部に連なる古処山系の山稜地まで広がる個性豊かな地形を有しております。筑紫二郎と2つの名を持つ筑後川南部の低地を悠々と流れ、隣接する田畑の市土は古くからこの有効利用に英知を注いでまいりました。肥沃な平地を潤すとともに、時には大洪水によって牙をむいてきた筑後川、今こそ取水が整い、とうとうと流れる筑後川、パキスタンにおけるペシャワールの灌漑用水の起案として、世界中で有名になった威風堂々と筑後川に横たわる山田井堰、中山哲先生が感嘆され世界に発信されてこられたこの技術、太古の昔、朝倉の地に居を構える先人たちが農業用水を確保するために知恵を絞ってこられたのがこの井堰であります。

また、朝倉市北部に位置する山稜地や扇状地などは農業用水の治水を目的とし、多くのため池が先人たちの努力によってつくられ、守られてまいりました。ため池の歴史は古く、数千年前の稲作の始まりとも伝えられており、朝倉市全体で108カ所のため池があり、受益面積が590ヘクタールと確認されておるところでございます。これらのため池の役割は、

農業用水として利用されるほか、大雨のときの洪水調整機能など多様な機能を持つため池は、私たちの生活に大変重要な役割を持っており、長い歴史があるわけでございます。

多数のため池が存在する朝倉市において、これらのため池が果たしている洪水調整効果についてはもちろんのこと、必然的にため池が集落の上流部に位置することにより、老朽化してきたため池の保全管理について、危機管理の点から早急な対応が必要なときではなかろうかと考えております。

朝倉市では、筑後川に横たわる山田井堰や各所のため池について管理状況や老朽度等々について、現地調査及び台帳作成等は実施されているものと思われませんが、その現状と課題について説明をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（上野篤也君） 朝倉市におきますため池の総数でございます。今、議員がおっしゃったように108カ所でございます。地区別に申しますと甘木地区が48カ所、朝倉地区が37カ所、杷木地区が23カ所となっております。そのため池分の受益面積が590.6ヘクタールとなっておりますのでございます。このため池は平成18年度におきまして、その108カ所の現地調査を地元役員さんと現地を一緒に立会したところでございます。それに基づきまして、ため池台帳の整理を行っているところでございます。この中で、整備済のため池は68カ所、整備率で申しますと63%が整備済となっております。

ため池の施設につきましては堤体、斜樋、底樋、洪水吐き、そういう形での施設での構成がなされております。これらの施設の改修が、今後将来、必要と考えられるため池は40カ所ございました。このうちの13カ所を県営事業によるため池改修の計画を行っているところでございます。

今後に向けましてでございますが、ため池改修に向けまして地元の役員さん方、地元の方々と十分協議が必要と認識しておるところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 災害時には、井堰やため池は農業用施設災害として朝倉市の災害復旧事業において大変力強く肩入れをしていただいておりますことに対しまして感謝と敬意の念を申し上げます。また、ため池の重要性は農業用水だけでなく、防災面からも早期に取り組む必要があります。

先ほど、県営事業等々説明がございましたが、最近の地球温暖化、異常気象に伴う集中豪雨など、予想以上の降水量を記録することもあり、危機管理面から考えても、農業用ため池緊急整備計画を立て、災害復旧時の農業用施設災害復旧事業における地元負担のあり方、また農業用ため池整備災害管理対策を目的とする維持管理について里山や自然環境保全、また洪水調整危機管理の観点から、地域住民にもっと関心を持たせる必要があると思いますし、今こそ、市を挙げて維持管理を含めた保全に向けて取り組むべきではないでしょうか。

農業従事者の高齢化が進み、水利組合としての維持管理も厳しくなっておりまいた。がしかし、井堰やため池は一般住宅の上流部に位置しております。執行部のお考えを再度お尋ね申し上げます。

○議長（手嶋源五君） 農林課長。

○農林課長（上野篤也君） ため池の管理でございますが、先ほどもお答えをさしていただきました。県が事業主体でございます県営ため池整備事業、それから地域ため池総合整備事業等々で取り組み、また、県の補助を受けながら、市が事業主体で施行いたします県単農村環境整備事業等で改修保全に取り組みたいと考えているところでございます。

また、補助事業におきましては、事業のヒアリングから調査、設計、事業着手までには一定の期間が必要となるところでございます。これらのタイムラグといいますか、その期間についての補助でございますが、その管理につきましては、市単独事業でございますが、農業生産基盤整備事業等々によって整備、管理をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 現状のため池の改修のスケジュールといいますか、取り組みの状況について農林課長のほうから御説明申し上げます。

先ほど来の108カ所のため池の中で整備率が63%であると。その中で13カ所をため池整備事業として計画をしてるというお話を申し上げます。この13カ所は緊急に整備をしないと危険で崩壊につながるといいますか、危険であるというため池の調査結果によつての取り組みでございます。

議員御心配されております地元の管理者の方々が高齢化をしておるとか、実際のため池の老朽度合いの状況、こういったものがどんな具合なのか、ここあたりが十分に周知をされておらないので、近年のゲリラ豪雨とか、そういうものがございします。そういう中では、大変な心配をされておるといふような側面からの御質問だろうというふうに感じております。

考え方といたしまして、整備を行うに当たりましては、老朽度、危険度の多いものから優先的に整備計画に載せております。そういうことから一定の配慮はさせていただいておるつもりでございますし、また、ため池全体につきましても改修を一気に、ため池全体をやるというわけではございませんで、堤体でございますとか、斜樋でございますとか、底樋でございますとか洪水吐き、こういったそれぞれのため池のパーツがございします。そういう部分の老朽度等を十分勘案しながら計画的に取り組みを進めさせていただいている、そういうところでもございします。今後とも、地元の管理者の皆様方にはご協力をいただきながら、十分な維持管理体制をとってまいりたいというふうを考えておりますので、どうぞ御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（手嶋源五君） 5 番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 部長のほうから説明をいただきましたが、現に漏水しているため池等々が現存している状況下でもございます。こういったため池におきましては来年度、稲作がために貯水しなければならないため池でありますし、地下地層の亀裂がゆえに空洞化されたため池であるやもしれませんが、漏水があるというため池等々も見受けられます。そういった状況の中で採択まで事業ができない。指を加えて待つておるということにはつながらないのではないか。それゆえに農業基盤整備の市単独の18年度、合併当初から約750万円ずつ、年間投資されておる状況下でございますが、なかなかこういった金額においては財政的には厳しい状況であろうと思いますが、老朽度の激しいため池等々においては、頻度をつけた中で水利調査等々に踏み切っていただきたい、このように考えておるところでございます。

また、750万円という限度でございますので、厳しさはあろうかと思いますが、もう少し袖を振っていただいて、その年によっては1,000万円を超えてもいいのではないかという気持ちも持つておるわけでございます。ため池が集落の上流部にあるということと、来年度の稲作をやらなければならない。漏水があれば貯水量を減水して貯水していかなければならない現状でもありますので、いま一度、予算的な関係も含めて部長、答弁をお願いいたします。

○議長（手嶋源五君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 確かに、議員言われます緊急の避難策ということについては水位を下げて維持管理を行ったり、そういう努力をしていただいております。十分承知をいたしております。そういう中にありましても、緊急的に維持と言いますか、そういうものが必要になってまいるということから、農業生産基盤整備事業によります手当を優先的に考えていかなきゃならないというふうには、当然考えるところでございます。

一方では、いろんな維持管理の要望、こういったものが他地区から出てまいっております。このような採択の部分について、優先順位等、我々農林課内でも、十分その部分を整理をしながら採択に向けて、事業に向けて内部調整をしまいたいというふうに考えております。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 財政的に厳しかろうとは思いますが、頻度をつけた施策を打って出ていただきたいと考えております。

次に、農業の活性化に対する取り組みについてお尋ねいたします。

農業、農村の六次産業化は地域農業活性化の起爆剤であると言われております。農業は一次産業ですが、加工する製造業と流通、販売をするサービス業を足して六次産業と言われ、農家は生産するだけでなく、加工や販売を行うことで新たな付加価値を生み出し、所得の増大を図る有力な手段と言われて親しくなります。

朝倉市内の農業における六次産業の先進的事例があれば御説明いただくとともに、六次

産業化の推進について、朝倉市はどのような施策に基づき推進して行おうとしているのか、また、関係機関の連携や市職員の人員計画を含め、今後朝倉ブランドとして展開する品目構成や販売計画について、どうねらいを定めておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 農業振興課長。

○農業振興課長（熊谷鉄夫君） 農業の活性化に対する取り組みについてということでございまして、事例といたしましては、完全な六次産業ではございませんけれども、中宮野の加工組合「ゆめむすび」というところがおにぎりや弁当、ドレッシング、桃ゼリーなど、さまざまなものを生産販売してがんばっているとお聞きしております。出荷先の1つでございまして「三連水車の里あさくら」にお尋ねをしましたところ、人気も高く、ドレッシングはすぐに売り切れるというようなことで、個人情報ですので、どれくらい売ってあるかというのはちょっとわかりませんでしたけれども、販売高もかなりあるようでございます。その材料のほとんどは地元で収穫した農産物を使用されておりまして、ただし、米だけが、旧朝倉地域はカントリー下でございまして、カントリーさんから分けていただいていると。地元朝倉産のものではございますけれども、将来的には、それも自分のところでつくった米で進めていきたいというふうに考えておるようでございまして、夢は、桜の名所の宮地岳の山頂に、食事処を備えた直売施設をつくることだというふうに普及センターのほうから聞いておるところでございまして、ぜひとも頑張って夢を実現していただきたいというふうに強く思っているところでございます。

また、この事例のほかにも、みそや漬物、粉末加工食材、お茶、お菓子、ドレッシングなど、地元産農産物を収穫活用して加工した品々をたくさん生産、販売がなされておりまして、頑張っているグループや会社もございます。また、これらのほかにも、品質保持や保管という施設も含めた課題はございますけれども、プリンやアイスクリームをつくってあるところも出ておりまして、活発な活動がなされていると聞いておるところでございます。

お尋ねの六次産業化の推進についてでございますけれども、現在、市内全域で、生産者の努力により、多くの家族の加工品が生産、販売されているところでございますけれども、農産物生産者の方々の話を聞く限りでは、加工もしていただいておりますという希望と申しますか、これを耳にすることが多ございまして、今後も農産物の既存、新規を問わず、また平地や中山間地という地域を問わず、各地で加工品が生まれてくると思っておりますので、先ほどからの議員の質問が中山間地や山間地といった部分を指しておられる質問が多ございましたので、そこいらを想定したところでお答えをさせていただきたいというふうに、ちょっと考えております。

六次産業化といえども、農産物の生産があつてのことでございまして、これらの地域は地形的な条件のため、平地と比べると、どうしても生産性や効率性が劣るというふうに考えております。また、労働条件は非常に厳しい場合が多く、これらの条件が耕作放棄につ

ながる一たんではないかと考えておるところでございます、まずは、作付けする作物の選定、何をつくるかが非常に重要ではないかというふうに考えておるところでございます。

例えば、比較的手のかからないカブを植えれば、育つという言い方に語弊がございすけれども、アスパラガスとか、そういう野菜の中の茎菜類ですね、それから、イモあたりの根菜類、例えば、里芋にいたしましても、20種ぐらいあるそうでございますので、その地域に合ったものを検討すればというふうに思っております。

また、近年では健康食品ブームがございまして、健康にいいというような作物というのも非常にタイムリーなものではないかというふうに考えておりまして、現在、県の農業試験場、大宰府、八女、豊前こころ一体などもお伺いをいたしまして、いいものがないかということを検討しておるところでございます。

以上で、市としての考えを終わらせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） この六次産業化におきましては、身近な家庭内六次産業等々も取り入れていかなければならない、そのように考えておるところでございます。私のほうにも根菜類、大根1本を直売所に持っていくことでなく、機械による切り干し大根の生産等々もなされておるといような状況でございます。

小集落単位での六次産業化の立ち上げに向けて、私たちも地元に入り頑張っていきたいと考えておりますので、市のほうも、ぜひともそういったところに視点を当てて、明るい農政施策に取り組んでいただきたい、そのように考えているところでございます。

時間のほうが参っております。下水道の質問に入らせていただきたいんですが、もう時間がございませぬので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩
